二　業務委託事業者により作成された定型約款（民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項に規定する定型約款をいう。）を内容とする業務委託が次のいずれにも該当する場合

イ　インターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであること。

ロ　当該定型約款がインターネットを利用して特定受託事業者が閲覧することができる状態に置かれていること。

三　既に法第三条第一項又は第二項の規定に基づく書面の交付をしている場合

（法第四条第三項の事項）

**第六条**　法第四条第三項の公正取引委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　再委託である旨

二　元委託者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって元委託者を識別できるもの

三　元委託業務の対価の支払期日

（措置命令書等の送達）

**第七条**　法第九条第一項の規定による命令に係る命令書又は当該命令の取消し若しくは変更の決定に係る決定書（以下この条及び第九条において「措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。

２　措置命令書等の謄本の送達に当たっては、法第九条第一項の規定による命令及び当該命令の変更の決定について取消しの訴えを提起することができる場合には、その旨を記載した通知書を添付するものとする。

（公示送達の方法）

**第八条**　公正取引委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、公正取引委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（更正決定）

**第九条**　措置命令書等に誤記その他明白な誤りがあるときは、公正取引委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

２　更正決定に対しては、決定書の謄本の送達を受けた日から二週間以内に、公正取引委員会に対し、文書をもって異議の申立てをすることができる。

３　公正取引委員会は、前項の異議申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。

**附　則**

この規則は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。